

社会福祉法人旭川旭親会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川旭親会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 次のとおり支給することができる。

- (1) 理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払う。
ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- (2) 評議員が評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。
- (3) 監事が理事会及び評議員会に出席したとき、監査業務にあたった場合は、別表により報酬を支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が、前条に規定する報酬を支払う場合を除き、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行った場合は、次のとおり費用を弁償する。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- (1) 1日につき5,000円。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この改正規程は、平成29年6月22日から施行する。
3. この改正規程は、平成30年12月20日から施行する。

別表

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円
監事監査報酬	10,000円